条の二の十七の承認又は第二十三条の二の二十三の認証	
承認又は認証	承認

（準用）

第二百二十八条　医療機器については、第二百十三条、第二百十四条、第二百十六条の八、第二百十七条第一項及び第二百十八条から第二百十八条の二の四まで（同条第一項の表に係る部分を除く。）の規定を準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第二百十八条の二の二第一項	法第五十六条の二第一項	法第六十四条において準用する法第五十六条の二第一項
	医薬品	医療機器
	製造販売業又は製造業の許可	製造販売業の許可又は製造業の登録
第二百十八条の二の二第二項	法第五十六条の二第一項	法第六十四条において準用する法第五十六条の二第一項
第二百十八条の二の二第三項	法第五十六条の二第一項	法第六十四条において準用する法第五十六条の二第一項
	医薬品	医療機器
	処方箋、指示書又は	指示書又は
	令第七十四条第一項	令第七十四条の二第一項
第二百十八条の二の三第一項	法第五十六条の二第二項第一号	法第六十四条において準用する法第五十六条の二第二項第一号
	医薬品	医療機器
第二百十八条の二の三第二項	法第五十六条の二第二項第二号	法第六十四条において準用する法第五十六条の二第二項第二号
	法第五十六条の二第一項	法第六十四条において準用する法第五十六条の二第一項
第二百十八条の二の四第一項	法第五十六条の二第三項第二号	法第六十四条において準用する法第五十六条の二第三項第二号
	次の表の上欄に掲げる医薬品（これらに準ずるものを含む。）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	コンタクトレンズにあつては二組（使い捨てのものにあつては当該コンタクトレンズの用法及び用量からみて二月間の使用数量）、家

（新設）	
（新設）	（新設）

（準用）

第二百二十八条　医療機器については、第二百十三条、第二百十四条、第二百十六条の八、第二百十七条第一項、第二百十八条及び第二百十八条の二の規定を準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）